

上海市特許保護条例

2001年12月28日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

上海市特許保護条例

上海市人民代表大会常務委員会が公告した第 60 号の「上海市の特許保護条例」は 2001 年 12 月 28 日付で、上海市第 11 期人民代表大会常務委員会第 35 回会議で採択し、現在、それを公布し 2002 年 7 月 1 日より施行する。

第1章 総則

第 1 条 発明創造の特許権を保護し、特許権者の合法的權益を保障し、科学技術の革新を促進し、市場経済秩序を保護し、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国特許実施細則」及びその他の関連法律、行政法規に基づき、本市の実情に照らし本条例を制定する。

第 2 条 本市の行政区域内における特許管理、特許紛争の行政処理及び仲裁、特許の違法行為の調査、処分、特許出願及び実施等の保護と促進業務に対し本条例を適用する。

第 3 条 市及び区、県の人民政府は特許業務に対する指導を強化し、社会全体の特許意識を向上させて、特許保護の法律、法規を厳格に執行し、特許権者の合法的利益を保護しなければならない。

第 4 条 上海市知的財産権局（以下「市の知的財産権局」という）は本市の特許業務主管部門であり、本市行政区域内の特許管理及び本条例を実施する責任を持つものとする。区、県の人民政府の特許管理部門（以下「特許管理部門」という）は本条例の規定に基づき、市の知的財産権局の指導の下、関連する特許の保護業務を行う。その他の関連行政部門は、各自の職責に基づき関連する特許の保護業務を行うものとする。

第 5 条 関連業界協会は会員が特許を出願、実施することを奨励し、会員に他人の特許権を尊重するよう促し、会員の自主的な特許権の保護を支持し、会員に他人の特許権を尊重するよう促し、会員のために特許コンサルティング等のサービスを提供しなければならない。

第 6 条 如何なる単位及び個人も特許管理部門又はその他の関連行政部門に特許の違法行為を告発する権利があるものとする。

第 2 章 特許の管理

第 7 条 市の知的財産権局及び特許管理部門及びその他の関連行政部門は企業、業務単位に特許の保護業務の展開を指導し、企業、業務単位に特許管理制度の構築及び徹底を指導しなければならない。

第 8 条 単位及び個人が特許の出願条件に該当する発明創造を国内外の特許として適時に

出願することを奨励するものとする。

第 9 条 企業、業務単位及び個人は技術開発、輸出入貿易又は特許権を評価して出資し、企業を設立した場合には、自ら又は特許の仲介サービス機構に委託して特許検索を行うことを奨励する。次に掲げる状況の一つに当該し、かつ特許技術に及ぶものである場合には、出願者又は代理人は関連行政部門に特許検索報告書を提出しなければならない。出願者又は代理人が提出しない場合には、関連行政部門はプロジェクトの立案、認定又は奨励をしてはならない。

- (1) 政府財政資金が資金援助する研究開発又は技術改良プロジェクトを申請する場合。
- (2) 市のハイテク技術成果の製品化のプロジェクトを申請する場合。
- (3) 市の先進的な科学技術奨励のプロジェクトを申請する場合。

第 10 条 職務発明創造の特許出願の権利は当該単位に帰属し、出願が認可された後、当該単位を特許権者とする。特許権を付与された単位は、法律、法規の規定に基づき、職務発明創造の発明者又は創作者に報奨を与えなければならない。特許を自ら実施し又は特許の実施許諾をした場合には、法律、法規の規定に基づき、職務発明創造の発明者、創作者に報奨又は報酬を与えなければならない。特許権を譲渡した場合には、他人に特許の実施許諾をした場合の規定を参照し、職務発明創造の発明者、創作者に報奨又は報酬を与えなければならない。報奨及び報酬は現金、株式、株の収益又は当事者の約定に基くその他の方法により給付することができる。給付する数量、日時及び方法等については、当事者が法に基づき約定するものとする。報奨及び報酬は法律、法規規定の最低基準を下回ってはならない。

第 11 条 特許代理、特許検索、特許評価、特許許諾貿易等の仲介サービス機構は相応の資格を有せねばならず、法に基く登録手続きを行った後に特許の仲介サービスに従事することができる。登録された機構は登記に関する状況を市の知的財産権局に届け出なければならない。市の知的財産権局は特許のサービスに従事する仲介機構の指導及び監督を強化しなければならない。特許のサービスに従事する仲介機構及び従業員は法律、法規規定に基づき、独立、客観的、公正に仲介業務を行なわねばならず、虚偽の報告をしたり、委託人との共謀による不正な利益の取得したり、その他の当事者の合法的利益と公共利益に損害を与えてはならない。

第 12 条 展覧会、展示会、博覧会、交易会等の主催者は、これに参加する特許表示のある製品又は技術に対して、その特許証又は特許権の実施許諾契約書を調査確認することができる。特許権有効証明又は特許権の実施許諾契約書を提供しない場合には、主催者はその特許製品又は特許技術の名義を用いて展示に参加することを拒絶することができる。展覧会等の主催者は他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為を発見した場合、特許管理部門に告発することができる。

第 13 条 社会に特許保護情報サービス及びその他の関連特許情報サービスを提供するた

め、特許管理部門は特許情報ネットワークの構築を強化しなければならない。

第 14 条 市の知的財産権局及び関連部門は特許管理と特許サービスの従業員の育成訓練を強化しなければならない。

第 3 章 特許紛争の行政処理及び仲裁

第 15 条 如何なる単位及び個人も他人の特許権を不法に実施し、又は他人の特許権を不法に実施するため、生産経営に便宜を提供してはならない

第 16 条 特許権者の許諾を得ず、その特許を実施し、特許権侵害紛争が生じた場合には、特許権者又は利害関係人は法律、法規の規定に基づき人民法院に提訴することができ、市の知的財産権局に処理を請求することができる。当事者が市の知的財産権局に処理を請求した場合は、市の知的財産権局は法に基づき受理しなければならない。

第 17 条 市の知的財産権局に特許権侵害紛争処理を請求する場合には、次に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 請求者は特許侵害紛争と直接的な利害関係がある。
- (2) 被請求者が明確に特定された、具体的な請求事項及び事実が存在する。
- (3) 当事者が人民法院に提訴していない。
- (4) 市の知的財産権局の管轄範囲における受理に属する。

第 18 条 市の知的財産権局に特許権侵害紛争処理を請求する場合には、許権侵害紛争処理の申請書及び関連証拠を提出しなければならない。

第 19 条 市の知的財産権局は、特許権侵害紛争処理の申請書及び関連証拠を受領した日から 5 日以内に、受理をするか否かの決定を行い書面にて請求者に通知しなければならない。また、提出された資料が不完全である場合には、市の知的財産権局は請求者に規定期間内に補足資料を請求することができる。

第 20 条 市の知的財産権局は特許権侵害紛争処理を受理して 5 日以内に、被請求者に申請書の副本を送達しなければならない。被請求者は申請書の副本を受領した後、15 日以内に答弁書及び関連証拠を提出しなければならない。被請求者が答弁書及び関連証拠を提出しない場合も、処理手続の遂行には影響を及ぼさない。

第 21 条 市の知的財産権局が特許権侵害紛争を処理する場合には、双方の当事者の意向に基いて事前に調停することができる。調停を経て合意に達した場合には、市の知的財産権局は、調停書を作成しなければならない。当事者が調停を希望せず、又は調停が成立しなかった場合は、市の知的財産権局は特許権侵害行為が成立することを認定した場合、権利侵害者に対し直ちにその製造行為を停止させる処理決定をしなければならない。特許権

侵害行為が成立しないと認定した場合には、書面で当事者に告知しなければならない。市の知的財産権局が特許権侵害行為が成立しないと認定した場合でも、当事者は法に基づき人民法院に提訴することができる。

第 22 条 市の知的財産権局は特許権侵害紛争処理を決定する前に、関連証拠を確認しなければならない。市の知的財産権局は当事者の請求に基づき、当事者が客観的に妥当な原因で自ら収集できない証拠を調査、収集することができる。関係部門と個人は実情に照らし材料を提供しなければならない。市の知的財産権局が特許権侵害紛争を処理する場合には、当事者の申請又は案件の必要性に基いて、関係単位に技術鑑定の実施を委託することができる。

第 23 条 市の知的財産権局は特許権侵害紛争処理を決定した場合には、次に掲げる方法に従い権利侵害行為を制止することができる。

(1) 特許製品を製造している場合、権利侵害者に直ちにその製造行為を停止し、権利侵害製品を製造するための鋳型又は専用の設備を廃棄、解体するよう命じ、且つ製造した権利侵害製品を使用、製品化又はその他の方法によりそれを市場に供給してはならないことを命じる。

(2) 特許方法を実施している場合には、権利侵害者に直ちにその使用行為を停止し、且つ特許方法により直接得られる権利侵害製品を使用、製品化又は如何なる方法によってもそれを市場に供給してはならないことを命じる。

(3) 特許製品を販売又は特許方法により直接得られる製品を販売している場合には、権利侵害者にその販売行為を停止するよう命じ、且つ如何なる方法によっても未販売の権利侵害製品を製品化する又は特許方法により直接得られる権利侵害製品を獲得してはならないことを命じる。

(4) 特許製品を販売又は特許方法により直接得られる製品の販売を許諾している場合には、権利侵害者に販売の意思表示を停止するよう命じ、且つ実質的な如何なる販売行為も行っってはならないことを命じる。

(5) 特許製品又は特許方法により直接得られる製品を輸入し、それがすでに本市に搬入されている場合には、権利侵害者に当該製品を使用又は如何なる方法によっても製品化してはならないことを命じる。

前項の規定される措置を講じても権利侵害行為を制止することができない、場合には、市の特許管理部門は、市の知的財産権局は権利侵害者に権利侵害製品を廃棄又は破壊するよう命じることができる。

第 24 条 当事者は次に掲げる特許紛争について調停を申し立てることができる。

- (1) 特許権侵害の賠償金額に関する紛争
- (2) 特許出願権と特許権の帰属に関する紛争
- (3) 発明者、創作者の法的地位に関する紛争

(4) 職務発明創造の発明者、創作者の報奨及び報酬に関する紛争

(5) 発明特許出願公告後、特許権が付与される前に発明が実施され、適切な実施料が支払われないことに関する紛争

市の知的財産権局は、法に基づき調停し、調停を経て合意に達した場合には、調停協議書を作成しなければならない。調停が成立しなかった場合には、当事者双方に法に基づき人民法院に提訴することができる旨を告知することができる。

第4章 違法行為の処理

第25条 如何なる単位及び個人も他人の特許を詐称する、非特許製品を特許製品であると詐称又は他人の特許を詐称する、非特許製品を特許製品であると詐称するための生産経営に便宜を提供してはならない。

第26条 市の知的財産権局は、他人の特許を詐称する、非特許製品を特許製品であると詐称及び他人の特許を詐称する、非特許製品を特許製品であると詐称するための生産経営の便宜を提供する行為を法に基づき調査、処分しなければならない。権利侵害行為地の区、県の人民政府特許管理部門は調査、処分を援助しなければならない。

第27条 市の知的財産権局による他人の特許を詐称する、非特許を特許であると詐称及び他人の特許を詐称する、非特許製品を特許製品であると詐称するための生産経営の便宜を提供する行為の調査、処分において、次に掲げる職権を行使することができる。

- (1) 当事者と証人に質問する。
- (2) 事件と関係がある契約、図面、帳簿等の資料を調べ、複製する。
- (3) 現場検査を行う、録画又は案件関連物品を登録、保存する。

特許の行政法律執行人員による調査、証拠収集する場合には、当事者及び関係人員に現場に到着することを通知し、当事者の営業機密を保持する。当事者及び関係者は調査を援助し、拒絶及び妨害してはならない。

第5章 法的責任

第28条 本条例第9条の第2項の規定に違反し、特許の検索報告書が未提出であるプロジェクトが立案され、確定又は奨励を与えた場合には、その所在単位又は上級主管部門は直接責任者に対して行政処分を行うものとする。

第29条 本条例第11条の第2項の規定に違反した場合は、関連行政部門は法律、法規の規定に基づき処罰する。虚偽の特許の検索報告を提供することによる不正な利益を取得した場合には、市の知的財産権局により警告を發し、違法所得を没収し、且つ 1000 元以上 1 万元以下の罰金に処するものとする。

第 30 条 本条例第 25 条の規定に違反し、他人の特許を詐称し、非特許製品を特許製品であると詐称した場合には、市の知的財産権局により「中華人民共和国特許法」第 58 条、第 59 条の規定に基づき処理するものとし、犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及するものとする。

第 31 条 本弁法第 25 条の規定に違反し、他人の特許を詐称する、非特許製品を特許製品であると詐称するための生産経営の便宜を提供した者に対して、市の知的財産権局により是正を命ずる。是正を拒絶した場合は違法所得を没収し、且つ 1000 元以上 1 万元以下の罰金に処するものとする。

第 32 条 当事者が市の知的財産権局又はその他の行政部門の具体的行政行為に対して不服の場合、「中華人民共和国行政不服審査法」又は「中華人民共和国行政訴訟法」に基づき、行政再審を申請又は人民法院に訴えを提起することができる。具体的行政行為に対して当事者が期限を過ぎても再審を申請せず、訴えを提起せず、履行しない場合には、具体的行政行為を規定した行政部門が人民法院に強制執行を申請することができる。

第 33 条 市及び区、県の特許業務管理部門の従業員及びその他の国家機関の業務に関連する人員の職務懈怠、職権濫用、汚職が犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及し、犯罪に至らない場合には、法に基づき行政処分を行うものとする。
特許管理部門の職員は下記に示す場合の一つに該当する場合、犯罪に至らない場合には、その所在単位又は上級の主管部門により法に基づき行政処分を行い、違法所得を没収するものとする。

(1) 他人の特許を詐称する、非特許を特許であると詐称する行為を行う単位又は個人を庇護、放任した場合。

(2) 他人の特許を詐称する、非特許を特許であると詐称する行為を行う単位又は個人に内通し、調査、処理の逃避を幫助した場合。

(3) 特許紛争の調停において、一方を重視し、他方の合法的權益を侵害した場合。

(4) 当事者の営業機密を漏洩した場合。

(5) その他職務懈怠、職権濫用、汚職と認められる場合。

第 6 章 附則

第 34 条 本条例は、2002 年 7 月 1 日から施行する。